

令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局保健所 衛生指導課 動物愛護指導センター
-----	---------------------------

1. 基本情報

事業名称	狂犬病対策費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	狂犬病予防法、狂犬病予防法施行細則 船橋市狂犬病予防法関係事務処理要領	
事業開始年月日	平成12年4月1日（平成27年10月から保健所衛生指導課へ事務移管）	
最終改正年月日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の登録を申請を受け、犬の所有者に犬の鑑札を交付し、原簿に登録するもの ・動物愛護指導センター又は保健所の窓口で狂犬病予防注射済証（所有者が飼育動物診療施設（以下「動物病院」とする。）（民間）で犬に狂犬病予防注射を受けさせて交付を受ける紙の証明書）の提示と手数料550円の納付を受け、注射済票を交付するもの 	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	<p>昭和25年、狂犬病の発生が激増し、これによる被害が甚大である状況に鑑み、狂犬病の予防防疫体制の万全を期するため、予防防疫対象を確実に把握し、常時すべての犬に免疫を与え、狂犬病の撲滅を図るため、狂犬病予防法が制定された。</p> <p>平成11年に、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が公布され、平成12年4月1日から犬の登録、注射済票の交付等について、市町村長の事務となった。</p>	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年4月1日市町村長の事務となり、環境部で事業開始 ・平成27年10月組織改編により、環境保全課から保健所衛生指導課へ事務移管 	
事業内容	対象者	内容 （要件・単価・限度額・サービス内容など）
	犬の登録を申請した所有者	犬の鑑札を交付（手数料3,000円、犬の生涯で1回）
	狂犬病の予防注射を受けた犬の所有者	注射済票の交付（手数料550円、毎年4月（3月）から6月に1回（犬の誕生年においては通年））

2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	3,729	3,132	3,132	3,213
	うち一般財源	0	0	0	0
	決算(見込)額	3,596	3,001	2,849	2,686
対象者数・ 交付件数など	新規登録数	1,847	2,129	2,280	2,066
	注射済票交付数	20,259	19,502	20,186	20,560

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	4月～7月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	毎日 繁忙期の4月～7月は、会計年度任用職員を最大3人工増やし対応している。				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.3人工	1.7人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	9人	2人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	健康福祉局保健所 衛生指導課 動物愛護指導センター
事業名称	狂犬病対策費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 交付期間の長期化	<ul style="list-style-type: none"> 動物病院での注射の場合、注射済票は市窓口で直接又は動物病院で代行交付される。 後者の場合、動物病院からの代行申請に基づき市で注射済票の準備を行い、動物病院に市窓口で受渡しを行う。その後、飼い主は動物病院から注射済票の交付を受ける。 そのため、注射済票は本来速やかに犬に装着されるべきものであるが、飼い主に届くまで注射から1～2か月以上を要している。 	<ul style="list-style-type: none"> 狂犬病予防注射の即時性向上のため、注射済票の交付業務を動物病院へ委託する。委託により、動物病院で狂犬病予防注射の接種を受けたのち速やかに注射済票の交付を受けられるようになる（注射済票交付のワンストップ化）。
2 申請の集中による職員への負荷	<ul style="list-style-type: none"> 4～6月の狂犬病予防月間に、年間の7割以上である14,300件の申請が集中している。また、動物病院から提出される犬のリストは手書きのものが多く確認に時間を要するため、1件1件の事務処理が著しく煩雑となっている。 	
3 集合注射の職員への負荷と市民ニーズの低下	<ul style="list-style-type: none"> 狂犬病予防注射の集合注射は4～6月に数日かけて公園等で実施している。 1日あたり職員12人が従事しており、逃げ出す犬の捕獲を行わなければならない等職員の負担が大きい。 また、不衛生な場合もあり、衛生面や安全面でリスクが高い。 加えてコロナ禍で集合注射を中止していた期間の注射率が低下していないことから、集合注射のニーズは低くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 交付業務の委託による注射済票交付のワンストップ化により利便性が向上することに加え、R2～R5のコロナ禍に集合注射を中止していた期間の注射率が低下していないことから、集合注射のあり方を検討する。

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 交付期間の長期化	—	—
2 申請の集中による職員への負荷	—	—
3 集合注射の職員への負荷と市民ニーズの低下	—	—

取組状況

※令和5年度評価結果に対する各年度の取組状況を記載しています

所属名		健康福祉局保健所 衛生指導課 動物愛護指導センター			
事業名称		狂犬病対策費			
項目	状況	令和6年度状況	令和7年度状況	令和8年度状況	
1	交付期間の長期化	完了	令和6年度、船橋市は狂犬病予防注射済票の交付及び手数料徴収業務を動物病院へ委託する改善策を実施した。この取り組みにより、犬の飼い主の利便性向上と行政事務の効率化が図られた。	-	
2	申請の集中による職員への負荷	完了	令和6年度、狂犬病予防注射済票の交付及び手数料徴収業務を動物病院へ委託する改善策を実施した。この取り組みにより、窓口業務の負荷軽減と事務処理の効率化を図ることを目指した。この改善策により、当初の目的である窓口業務の負荷軽減は達成された。しかし、新たに発生した委託業務関連の事務量増加が課題となっている。今後は、委託事務が円滑に進むことで、人工削減につながるか推移を見守る必要がある。	令和7年度の狂犬病予防注射済票の交付及び手数料徴収を動物病院へ委託したことにより、4月から6月の繁忙期における衛生指導課窓口での狂犬病予防接種の業務については、事務負担が減少した。	
3	集合注射の職員への負荷と市民ニーズの低下	完了	令和6年度は規模を縮小し、市内3会場で5回（土曜日）実施した。利用頭数は全体の注射済票交付数の1割以下にとどまった。利用割合の低下を受け、来年度は更に縮小して実施予定である。全体的な狂犬病予防注射の接種率を勘案しながら、集合注射の規模を考える。	令和7年度の狂犬病予防注射（集合注射）は、市内3か所で各1回ずつ、計3回実施した。利用頭数は515頭で、前年度と比較して実施回数を減らしたことによる利用頭数の大幅な増減は見られなかった。	
4	-	-	-	-	